伊勢市広告入り窓口封筒の無償提供に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、広告入り窓口封筒(以下「窓口封筒」という。)の無償提供に関し、必要事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において窓口封筒とは、市が発行した各種証明書等の持ち帰りのために、市民が利用する封筒で広告（以下「掲載広告」という。）が印刷されたものをいう。

　また、無償提供者とは、窓口封筒の広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行い、市に封筒を無償提供する事業者をいう。

（掲載広告内容）

第３条　窓口封筒に掲載できる広告内容は「伊勢市広告掲載要綱」及び「伊勢市広告掲載基準」の定めるところによる。

２　無償提供者が募集する広告主は、市内に活動拠点をもつ法人その他の団体若しくは個人又は、その他市長が認めるものとする。

３　無償提供者は、掲載広告について事前に掲載の可否の確認を市と行うものとする。

（無償提供者の募集方法）

第４条　無償提供者の募集については、「伊勢市ホームページ」上で行うものとする。

２　市長は募集に際し、募集期間及び選定基準その他募集に関して、必要な事項について、別に募集要項（以下「要項」という。）で定める。

（設置及び期間）

第５条　無償提供を受けた窓口封筒の設置場所及び期間は、前条第２項において定める要項に定めるものとする。

(窓口封筒の無償提供者の申込み)

第６条　窓口封筒の無償提供をしようとするものは、第４条第２項において定める要項に基づき、市長に申し込まなければならない。

(審査及び決定)

第７条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第４条第２項において定める要項に基づき公正に判断し、１事業者を選定するものとする。

２　選考結果については、市のホームページ上で公表するものとするが、審査の経緯については、公表しないこととする。

（確認書の締結）
第８条　市長は決定した無償提供者と、窓口封筒の製作及び無償提供に関して、確認書を取り交わすものとする。
（製作上の注意事項）
第９条　無償提供者は、広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。また、掲載広告に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決にあたるものとする。
２　無償提供者は、掲載広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し代替の封筒を提供するものとする。
３　広告主の取りまとめができなかった場合においても、無償提供者が自らの責任において封筒を提供するものとする。
（設置の中止）
第10条　市長は、市民に窓口封筒を提供することが不適当と認めるときは、窓口封筒の提供を中止することができる。
（その他）
第11条　この基準に定めるもののほか、窓口封筒の作成及び無償提供に関し、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
この基準は、平成２０年２月１４日から施行する。